⑸　工事概算数量
　床版取替　約２千㎡
　床版打換　２橋
　塗替塗装　90千㎡
　鋼桁補強　４橋
　ＰＣ桁補強　２橋
　支承取替　約150基
　詳細設計　１式（18橋）
⑹　工期　契約締結日の翌日から1,890日間
⑺　使用する資機材
　コンクリート　４千㎥
　型わく　約２万㎡
　鉄筋　約　１千ｔ
　ＰＣ鋼材　約７万ｔ
　鋼桁補強材　約１千ｔ
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　「配置予定の技術者等」の配置基準を設定し、入札前に競争参加資格確認資料又は技術資料において「配置予定の技術者等」の提出を求める工事である。
⑽　本工事は、競争参加資格の確認申請を行った者（以下「競争参加申請者」という。）から、申請時に入札説明書・設計図書及び仕様書等において、予め指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画等に関する提案（以下「技術提案」という。）の提出を求め、技術提案書および入札書の提出を求め、技術提案を審査して技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、一定の範囲内の入札額で価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も総合評価点が高い者を落札者とする総合評価落札方式により決定する「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。技術提案とは、管理体制・手法、設計計画、品質管理、安全管理、環境対策を含む施工計画（以下「施工計画」という。）をいう。
　施工計画の提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。
⑾　契約制限価格を上回った場合の取扱い
　本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。
　見積協議方式とは、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、会社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。
　なお、協議の相手から提出された入札価格で契約を締結することが不合理と認められる場合は、協議相手を選定しない場合がある。
⑿　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システム、郵送または当社ホームページを通じて行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を提出して郵送による紙入札方式によることができる。
⒀　本件は、電子契約によることができる。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
⒁　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
⒂　本工事は、工事の契約締結に伴い、関連する工事の調査、設計及び施工を約定した基本契約を契約締結し、基本契約に基づいて本工事を契約締結することを条件とした工事である。
　基本契約に含まれる工事概要は下記のとおりとし、詳しい内容は、特記仕様書の補足事項又は設計図面の参考資料として示す内容とする。
①　基本契約名　東名高速道路（特定更新等）浜松ＩＣ～豊川ＩＣ間床版取替工事
②　基本契約対象工事の工事場所
　東名高速道路
　自）静岡県浜松市東区白鳥町
　至）愛知県豊川市長沢町山之田
③　基本契約対象工事の工事内容　本工事は、東名高速道路（浜松ＩＣ～豊川ＩＣ間）の市野橋、馬込川橋、花川橋、浜名湖橋、佐久米高架橋、富岡橋、豊川橋、橋尾高架橋、麻生田避溢橋の床版取替、床版打換、床版増厚、床版拡幅、塗替塗装、鋼桁補強、ＰＣ桁補強、支承取替及び詳細設計等を行う工事である。
④　基本契約対象工事の概算数量
　床版取替　約10千㎡
　床版打換　２橋
　床版増厚　６橋
　塗替塗装　約120千㎡
　鋼桁補強　14橋
　ＰＣ桁補強　２橋
　支承取替　14橋
　詳細設計　１式（18橋）
⑤　基本契約対象工事の工期　契約締結日の翌日から2,850日間
⒃　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」である。工事期間内において週休２日を達成した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。
　発注者は、週休２日を達成するための費用として、当初積算時及び設計変更時に、「週休２日制モデル工事における積算方法について」（https://contract.c-nexco.co.jp/point/）により計上するものとする。

２　競争参加資格
　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,250点以上の橋梁補修工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,250点以上の橋梁補修工事の有資格者であること。）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の橋梁補修工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上の橋梁補修工事の有資格者であること。）であること。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。
⑷　施工実績　平成19年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。なお、提出できる施工実績は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ